

令和6年度 奈良市サテライトオフィス誘致（魅力発信）事業業務委託
公募型プロポーザル

募集要項

令和6年7月
奈良市

【目次】

1. 目的	1
2. 業務概要	1
3. 委託事業者選定方式	1
4. 参加資格要件	1
4-1 単独事業者の要件	1
4-2 共同企業体の要件	2
4-3 失格事項	2
5. 質問の受付及び回答	3
6. 応募申込	3
7. プレゼンテーション審査	4
8. 受託候補者の選定	5
9. 契約の締結	5
10. その他留意事項	6
11. スケジュール表（予定）	6
12. 担当課（問合せ先）	6
〈別表1〉 審査項目及び審査基準表	7

1. 目的

本市では、企業の集積及び雇用機会の増大を図ることによる産業の活性化を目的に企業誘致の取り組みを実施している。企業誘致の取り組みを進める中では、本市における大阪や京都への交通アクセスの良さや優秀な人材の豊富さ、自然災害リスクの少なさ、さらに一定の都市機能を持ちながら、世界遺産でもある自然や文化財が市街地のすぐそばに存在しているクリエイティビティ溢れる環境が他都市にはない特性として高く評価されている。

これらの特性から、本市はサテライトオフィスの立地先として適しているが、観光や住みやすいまちとしてのイメージが先行し、「働くまち」としての認知度は不足している。

本業務では、「働くまち」としての観点から本市の魅力を企業やメディア等に情報発信することで、具体的に奈良にサテライトオフィスを設けて働くイメージを共有することで、「働くまち」であるとの認知度向上を図り、企業誘致に繋げることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名称

令和6年度 奈良市サテライトオフィス誘致（魅力発信）事業業務委託

(2) 業務内容

「令和6年度 奈良市サテライトオフィス誘致（魅力発信）事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 提案上限金額（消費税及び地方消費税を含む）

4,700,000円

3. 委託事業者選定方式

「令和6年度 奈良市サテライトオフィス誘致（魅力発信）事業業務委託」に係る奈良市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による書類審査、プレゼンテーション審査で評価し、奈良市長が決定する。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独事業者又は共同企業体によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

4-1 単独事業者の要件

- (1) 市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、奈良市における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- (3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- (5) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第6条に規定する措置の対象でないこと。なお、奈良市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年4

- 月1日発効)に基づき、所轄警察署長に照会することについて同意すること。
- (6) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
 - (7) 本市情報セキュリティポリシーを遵守できること。
 - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業者でないこと。
 - (9) 本要項の趣旨を理解し、滞りなく業務を履行できる者であること。
 - (10) 首都圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)にある「奈良市サテライトオフィス等設置推進補助金」の補助対象となる企業500社以上と取引があること。
 - (11) 過去3年度間(令和3年4月1日から令和6年3月31日まで)で、自治体等(※1)が発注した本業務と同種の業務(※2)を元請として完了した実績を5件以上有しているか。
- (※1) 国、地方公共団体又はそれに準ずる機関(公社・公団・事業団等)
- (※2) 地方の魅力を独自の視点で伝えながら、首都圏から企業や人を呼び込む業務

4-2 共同企業体の要件

- (1) 共同提案の場合は共同企業体(以下「JV」という。)を結成し、代表者を決める必要がある。なお、共同提案者は、複数のJVに所属することができない。また、JVに所属しながら単独で提案を行うこともできない。
- (2) JVを構成するすべての事業者について、4-1(1)～(9)を満たすことが必要である。また、4-1(10)～(11)については、代表者が満たすか、または今回と同一のJVでの実績として満たすことが必要である。なお、応募書類提出期間後に代表者および共同提案者を変更することはできない。
- (3) 応募書類の提出や質問等は代表者が行うものとし、市からの通知や回答等についても代表者のみに行う。
- (4) 見積書については「共同企業体名、代表者の事業者名」を記載すること。

4-3 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 審査結果通知日までに4-1及び4-2に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が提案上限金額を超える場合
- (3) 提出期限までに応募書類が提出されない場合
- (4) 2案以上の企画提案をした場合
- (5) 応募書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 企画提案の内容の実施が困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反等著しく不適當である場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (10) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)

5. 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

応募書類の作成に当たって質問事項がある場合は、質問書（様式 6）に内容を記入の上、電子メールにより担当者に送信すること。

また、件名を「サテライトオフィス誘致（魅力発信）事業業務委託公募型プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

(2) 受付期間

令和 6 年 7 月 24 日（水）から令和 6 年 7 月 31 日（水）午後 5 時まで。

※受付期限後の質問書の提出や、面談又は電話での質問は受け付けない。

(3) 回答方法

令和 6 年 8 月 2 日（金）までに電子メールで質問者に送信するとともに、奈良市ホームページにも掲載する。ただし、事業者固有の質問についてはこの限りではない。なお、審査基準等に関することについては回答できない。

6. 応募申込

プロポーザル参加希望者は、以下の応募書類を正本 1 部、副本 6 部提出すること。なお、応募申込書の提出により、前記 4 に掲げる「参加資格要件」を満たすことを宣誓したものとみなす。

(1) 応募書類

①応募書類一覧表兼チェックリスト（様式 1）

②応募申込書（様式 2）

③応募者概要（様式 3）

④業務計画書（様式 4）

⑤企画提案書（様式 5）

※その他、（様式 1）応募書類一覧表兼チェックリストに記載の添付書類を提出すること。

(2) 提出期間

令和 6 年 7 月 24 日（水）から令和 6 年 8 月 9 日（金）までの奈良市役所の閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時までの間

(3) 提出方法

12. 担当課に記載の担当者（以下「担当者」という。）まで、下記のとおり提出すること。

【持参の場合】

前記（2）提出期間内に持参すること。（期限厳守）

【郵送の場合】

前記（2）提出期間内に必着とする。但し、簡易書留郵便等配達記録が残る方法に限る。

なお、郵送で提出した旨を担当者まで電話連絡し、到達確認をすること。

(4) 企画提案書の内容

企画提案書の内容は、仕様書を熟読し、本業務の目的及び本市の抱える課題を適切に理解した上で、次に掲げる評価テーマについて記載すること。

【評価テーマ 1】：「広報コンテンツの制作及び広報戦略」について

仕様書該当部分：5. 業務の内容（1）

【評価テーマ2】：「イベントの開催及びフォローアップ」について

仕様書該当部分：5. 業務の内容（2）～（3）

（5）企画提案書類作成上の基本事項

- ①本募集要項を熟読の上、その内容を踏まえた企画提案書を作成すること。
- ②本公募は、本業務の具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではないので注意すること。
- ③本要項に記載の内容を踏まえ、事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。
- ④本要項に定める以上の業務項目・内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易にわかるように記載すること。
- ⑤企画提案の内容は業務内容に含むものとし、参考見積書にも反映すること。また、業務外の提案は行わないこと。

7. プレゼンテーション審査

（1）実施日及び場所

実施日 令和6年8月29日（木）予定

実施場所 奈良市役所（奈良市二条大路南一丁目1番1号）

中央棟1階 リモートワークスペース1（予定）

※各事業者の審査開始時間等詳細については、別途個別に連絡する。プレゼンテーションの順番は、応募書類提出時に提出者がランダムに数字を記載したくじを引き、全ての提出者がくじを引いた後、最も数字の小さいものから順にプレゼンテーションを行うものとして決定する。

なお、応募書類が郵送により提出された場合は、本業務とは関わりがない市職員立ち会いのもと、本業務の担当職員がくじを引くこととする。

（2）実施方法

1事業者につき30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。

（3）その他

- ①プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。資料に記載のない追加提案は禁止とする。
- ②プレゼンテーションでは、企画提案書に記載の範囲内で作成した Microsoft PowerPoint等を説明の補助として使用（資料の配布又は投影）することが可能である。プロジェクター、スクリーン等を使用する場合は本市にて用意するため、事前に担当者まで連絡すること（パソコン及びスクリーン等との接続機器については事業者において用意すること）。なお、機器の接続時間は持ち時間に含まれない。
- ③遅刻又は欠席した場合は、参加辞退をしたものとみなす。
- ④プレゼンテーション出席者は統括責任者を含む3名以内とする。
- ⑤提案内容については奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第7条に定める不開示情報に該当するものが含まれていることから、プレゼンテーションは非公開で行う。

8. 受託候補者の選定

(1) 評価基準

評価項目及び配点（140 点満点）

・実施方針	10 点
・業務の実施体制・遂行能力	25 点
・企画提案書	85 点
・業務に対する姿勢	10 点
・価格	10 点

詳細は別表 1「審査項目及び審査基準表」のとおり

(2) 選定について

- ①応募書類提出者が多数のときは、別表 1「審査項目及び審査基準表」に基づいて応募書類の書類審査を行い、プレゼンテーション審査を受ける提案者を選考する場合がある。
- ②審査委員会による書類審査、プレゼンテーション審査で評価し、単純合計点数が高い事業者より順に、交渉権第 1 位及び第 2 位となる事業者各 1 社を選定する。審査委員会の求める基準に達しないときは、いずれの提案者も選定しない場合がある。
- ③参加事業者が 1 社の場合においても、書類審査、プレゼンテーション審査を実施し、提案内容が優れていると認める場合には、受託候補者として選定する。
- ④審査内容及び結果についての異議は認めない。
- ⑤合計評価点が最も高い者が 2 者以上ある時は、次の順序で受託候補者を選定する。
 - ア 加重科目の合計得点が上位の者
 - イ 評価項目に最低点数の評価がない者

(3) 審査結果の通知について

プレゼンテーション審査を受けた者には、選定又は非選定の通知を行う。選定通知書には、選定した旨、評価点数及び契約締結の手続き等について通知する。非選定通知書には、選定しなかった旨及び評価点数について通知する。

9. 契約の締結

(1) 契約締結の手続き

受託候補者に選定された者と、本プロポーザルに提出された応募書類の内容を基本として、業務に関する仕様を確定した上で契約を締結する。なお、受託候補者として選定された事業者との契約協議の結果、合意に至らなかった場合は、次順位の事業者との契約協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 23 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、同規則第 23 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は全部または一部を免除する。

10. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限後における提案書等の修正または変更は認めない。
- (3) 同一事業者から複数の提案書の提出は認めない。
- (4) 提出された提案書等の書類は返却しない。
- (5) 提出された提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成し使用できるものとする。
- (6) 提出された提案書等は、本プロポーザル以外で提案者に無断で使用しないが、選考の公平性、透明性及び客観性等を確保するため必要がある場合には、事前通知の上、公表することがある。

11. スケジュール表（予定）

項 目	日 程
公告日	令和 6 年 7 月 24 日（水）
質問の受付	令和 6 年 7 月 24 日（水） 9:00～ 令和 6 年 7 月 31 日（水） 17:00
応募書類・企画提案書の受付	令和 6 年 7 月 24 日（水） 9:00～ 令和 6 年 8 月 9 日（金） 17:00
質問の回答（最終回答日）	令和 6 年 8 月 2 日（金）
プレゼンテーション審査（予定）	令和 6 年 8 月 29 日（木）
審査結果通知日（予定）	令和 6 年 9 月 3 日（火）
契約締結	令和 6 年 9 月中旬

12. 担当課（問合せ先）

〒630-8580

奈良県奈良市二条大路南一丁目 1-1 北棟 2 階

奈良市 観光経済部 産業政策課

電 話：0742-34-4741（直通） 担当：兎本、高田、山本

E-mail：ricchi-nara@city.nara.lg.jp